

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました諮問第1号、諮問第2号を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会及び決算審査特別委員会へ付託をしておりました議案について審査終了の報告が各委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次、各委員長からの報告を求めます。

日程第1.第76号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案は総務常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過及び結果について、総務常任委員長の報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第76号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正の内容として、第1条では、体育施設の名称及び位置について、既に利用を廃止している白岩軽運動場・白岩ゲートボール場・北方ゲートボール場を削除するもの。

第2条では、使用料、使用期間及び使用時間について、市内同様施設の不均衡については是正するもので、プール施設を除き、使用期間を1月4日から12月28日までに統一するもの。

また、使用時間について、照明施設を有する屋外施設は午前9時から午後10時まで、照明施設のない屋外施設は午前9時から日没までに統一するものです。

今回提出された使用料の改正に係る議案は全委員会に共通するものですが、公共施設で統一した「使用料見直し基本方針」に基づき、統一した考えで改正されており、市民生活への影響を考慮し改定上限額を1.2倍とし、利用時間区分を1時間単位で設定することで利用者の利便性の向上を図るもので、その他、市民と市民以外の者の区分を設定、入場料を徴収する場合や営利目的の場合など備考欄を統一するものです。

この条例の施行日は令和7年4月1日からですが、第1条の規定については、公布の日から施行するとの説明を受けました。

委員からは、使用開始時間が全て午前9時からに統一されたが、大会開催など早朝から準備などのための使用申込みも想定されるのではとの質問があり、条例第3条に「市長は、特に必要と認めるときは、これを変更することができる」との定めがあることから、必要に応じて対応するとの答弁がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより第 76 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 76 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 76 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2. 第 73 号議案 武雄市立小中学校施設使用条例の一部を改正する条例から日程第 7. 第 88 号議案 令和 6 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）までを一括議題といたします。

以上の 6 議案は福祉文教常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 73 号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 73 号議案 武雄市立小中学校施設使用条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、利用者の利便性の向上を図るため、区分の使用時間を 1 時間当たりとし、屋内運動場及び武道場の使用料を 1 時間当たり全面が 120 円、半面が 60 円、屋外運動場の使用料を

30 円、分校分については2分の1の金額とするとの説明を受けました。

また、ほかの使用料条例との整合性を図るため、新たに備考を設け、「(1) 使用時間には、準備、使用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。」及び「(2) 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。」を追記しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第74号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第74号議案 武雄市公民館設置条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、これまで使用料の設定がなかった橘公民館、朝日公民館、若木公民館、武内公民館、東川登公民館、西川登公民館の使用料を設定し、山内公民館及び北方公民館の使用料を改定するもので、これまで料金設定が午前、午後等の時間帯であったものを、利用者が利用しやすいように1時間単位で設定するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第75号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第75号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、図書館・歴史資料館の蘭学・企画展示室の1時間当たりの使用料を2,860円から3,430円に改定するもので、冷暖房費を含めた金額になっているとの説明を受けました。審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。  
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。  
次に、第83号議案に対する報告を求めます。  
豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第83号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、国民健康保険法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもので、令和6年12月2日から健康保険証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することになり、国民健康保険法から被保険者証に関する規定が削除されるとの説明を受けました。経過措置として、武雄市の国民健康保険証の有効期限である令和7年7月31日までは保険証の返還を求めることができ、罰則についても「なお、従前の例とする」ということが規定されているとの説明を受けました。

この条例は令和6年12月2日から施行との説明を受けました。  
審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。  
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。  
次に、第87号議案に対する報告を求めます。  
豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第87号議案 令和6年度武雄市国民

健康保険特別会計補正予算（第3回）の審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、歳入歳出それぞれ1億7,570万3,000円を追加し、総額を66億1,390万円とするものとの説明を受けました。

主なものとして、歳入の8款1項1目1節・繰越金1億7,516万8,000円は、令和5年度国保会計の収入済額合計から支出済額合計を差し引いた前年度繰越金、歳出の7款1項5目・償還金8,352万2,000円は、令和5年度に支払った保険給付費等に対し県が交付する普通交付金と、国の出産育児一時金臨時補助金の精算によるもの、5款1項1目・基金積立金9,000万円は、歳入の繰越金から償還金を支払った残額の一部を基金に積み立てるものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第88号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第88号議案 令和6年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、歳入歳出それぞれ289万9,000円を追加し、総額を8億5,183万6,000円とするものとの説明を受けました。

主なものとして、歳入の4款1項1目・繰越金288万3,000円は、令和5年度収入済額合計から支出済額合計を差し引いた前年度繰越金、歳出の2款1項1目・後期高齢者医療広域連合納付金281万2,000円は、令和6年4月から5月に収納した被保険者の保険料のうち、過年度分について広域連合へ納入するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決につきましては議案ごとに行います。

まず、第 73 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 73 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 73 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 74 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 74 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 74 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 75 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 75 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 75 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 83 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 83 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 83 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 87 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 87 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 87 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 88 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 88 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 88 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8. 第 77 号議案 武雄市山内農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例から日程第 17. 第 90 号議案 令和 6 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 1 回）までを一括議題といたします。

以上の 10 議案は産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 77 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 77 号議案 武雄市山内農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、「使用料見直し基本方針」を定め、統一した考え方で使用料の改定を実施し不均衡を是正し、利用時間区分を 1 時間単位で設定することで利用者の利便性の向上を図るために行うもので、改正の内容としては、これまでは「使用時間帯」で区分していた使用料を「一時間当たりの使用料」に改定し、また、「冷房及び暖房に係る使用料を含めた使用料」に改定するものであり、使用期間が定められていた「冷房、暖房」については、昨今の温暖化等のため、使用期間の定めを外すものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 78 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 78 号議案 武雄市眉山キャンプ場設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、施設の使用料の見直しに伴い、令和 5 年度から現状の契約形態になったため、直近（？）1 年間の施設管理費を反映させた使用料の額に改定するもので、具体的には「バンガロー」の使用料を、宿泊の場合 2,120 円から 2,520 円へ、休憩の場合 1,050 円から 750 円に変更。

「持込みテント」の使用料を、宿泊の場合 1,100 円から 1,310 円へ、休憩の場合 300 円から 350 円に変更するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 79 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 79 号議案 武雄市川古の大楠公園設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、公共施設の「使用料見直し基本方針」に基づき、使用料の見直しを行うもので、改正の内容としては、水車精米機の使用料を、米 15 キロにつき、210 円から 250 円に改正するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 80 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 80 号議案 武雄市竹古場キルンの森公園設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、公共施設の「使用料見直し基本方針」に基づき使用料の見直しを行うもので、改正の内容については、施設に設置している焼き物の焼成施設の利用状況やコストについても検討を行い、ガス窯については、取扱いが難しく 5 年以上利用実績がないこと、再稼働にも高いコストがかかることから、第 1 条において「ガス窯」を廃止し、第 2 条において、向窯、電動ロクロ、電気窯などのその他の施設の使用料を改正するものとの説明を受けました。なお、施行日は令和 7 年 4 月 1 日とするが、ガス窯の廃止に関する第 1 条の規定は現状でも使用ができないという状況になっているため、公布の日から施行するとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 81 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 81 号議案 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、施設の使用料の見直しに伴い、直近 3 年間の施設管理費を反映させた使用料の額に改定するもので、具体的には、「山内中央公園おまつり広場屋外ステージ占用使用料」について、使用時間区分を「1 時間単位」へ見直し、その上で、使用料を「1 時間当たり 130 円」に改定するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 82 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 82 号議案 武雄市矢筈ダム広場設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、施設の使用料の見直しに伴い、直近 3 年間の施設管理費を反映させた使用料の額に改定するもので、具体的には、夜間照明の使用料について、30 分当たりの使用料を現行の 520 円から 420 円へと改定するものでした。

また、使用料の見直しに合わせ、使用料減免の基本方針が定められており、その方針に基づいた減免を可能とする条項を新たに設けるものでした。

矢筈ダム広場については指定管理者制度を利用しており、第 12 条で指定管理者は、「あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる」となっており、実質的にはこれまでと運用は変わらないとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 84 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 84 号議案 武雄市下水道条例等の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、第 1 条武雄市下水道条例、第 2 条武雄市農業集落排水処理施設条例、第 3 条武雄市市営浄化槽条例、以上の 3 条例の一部を改正するものでした。

改正の内容としては、下水道使用料と同時に徴収している水道料金の請求方法が「1 か月を 1 期」とした請求から「2 か月を 1 期」とした隔月請求になることに伴い、下水道使用料の納入通知書の納期限を「翌月 10 日まで」から「発送の日から 25 日以内」に改正するものとなっておりました。

隔月請求の実施時期は令和 7 年 10 月 1 日からとなるが、1 年間の周知期間を設けるため、今回、関係条例の改正をお願いしているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 85 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 85 号議案 令和 5 年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてについて、審査の経過と結果を申し上げます。

令和 5 年度決算により、当年度未処分利益剰余金は 5 億 2,230 万 2,942 円となっており、このうち、2 億 6,200 万円を資本的収支の不足額に充てる必要があるため、減債積立金に積み立て、2 億 4,315 万 4,572 円を資本金に組み入れるものとの説明を受けました。

また、処分後残高の 1,714 万 8,370 円については、処分をせずに令和 6 年度に繰越利益剰余金として繰り越すこととしているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 89 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 89 号議案 令和 6 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、今回の補正は、歳入歳出それぞれ 11 億 8,706 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 261 億 6,159 万 4,000 円とするものでした。

歳出の主なものとして、1 款 1 項 1 目．競輪事務費の 24 節．積立金では、競輪事業基金に 1 億円、競輪施設整備基金に 7 億円の積立てが計上されており、3 款 1 項 1 目．繰出金では、一般会計への繰出金 1 億 5,000 万円、3 款 2 項 1 目．公営競技納付金では、令和 5 年度競輪事業収益に対し、地方公共団体金融機構に納付すべき公営競技納付金 2 億 358 万 5,000 円が計上されていました。

歳入については、これらの歳出の財源として、4 款 1 項 1 目．繰越金で、前年度繰越金 11

億 8,706 万 7,000 円が計上されていまして。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。  
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 90 号議案に対する報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 90 号議案 令和 6 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、郵便料金が令和 6 年 10 月 1 日から改定されることに伴い、収益的支出 1 款 1 項 6 目 15 節 通信運搬費の増額補正をお願いするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。  
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決につきましては議案ごとに行います。

まず、第 77 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 77 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 77 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 78 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 78 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 78 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 79 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 79 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 79 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 80 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 80 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 80 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 81 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 81 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 81 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 82 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 82 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 82 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 84 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 84 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 84 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 85 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 85 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 85 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 89 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 89 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 89 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 90 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 90 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 90 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18. 第 86 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

本案は各所管の常任委員会に分割付託をしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果につきまして報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 86 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、10 款 6 項 2 目. 体育施設費の 12 節. 委託料に、山内中央公園プール建替え工事設計業務委託料 1,310 万 1,000 円、調査業務委託料 1,108 万 8,000 円と天神崎公園テニスコート改修工事の設計業務委託料 931 万 7,000 円の合計 3,350 万 6,000 円が計上されてきました。

この事業に伴う歳入については、22 款 1 項 6 目. 教育債に体育施設整備事業として 2,830 万円を計上するものとの説明を受けました。

ほかにも、交通安全対策工事として、朝日町の市道高橋中野線と市道藤田笹ノ尾線との交差点及びその付近の速度抑制対策の工事請負費として 799 万 7,000 円が計上され、この事業の財源として、県の生活道路における速度抑制対策補助金 300 万円が 16 款 2 項 1 目. 総務費県補助金に計上されてきました。

委員からは、体育施設整備事業の業務委託料の内容についての質問があり、山内中央公園プールでは、アスベストの含有調査や地質調査を実施すること、天神崎テニスコートでは、人工芝の張り替えのほか、駐車場整備や LED 照明の改修を行い、長寿命化を図るための設計を行うとの答弁がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 86 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、10 款 1 項 3 目．学校教育総務費、12 節．学校教育ビジョンデザイン業務委託料 102 万 9,000 円は、学校教育の改革や市の方針について、学校教育ビジョンを策定し、保護者をはじめ市民の皆様にご理解いただいた上で、今後も各教育施策を進め、市全体で子供一人一人の学びを支えていく必要があると考え、市民目線で分かりやすさという視点からビジョンのデザイン業務や印刷業務の委託料を計上との説明を受けました。

委員からは、印刷枚数についての質問があり、執行部からは、A 3 サイズの概要版を全世帯に配るため 2 万部予定しているとの回答がありました。

3 款 1 項 1 目 24 節．地域福祉基金積立金は、競輪事業特別会計からの繰入金を原資として、5,000 万円の積立てを行うとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 86 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、4 款 3 項 3 目．し尿処理費、12 節．委託料では、衛生処理センターの老朽化に伴う、新施設建設に向け「衛生処理センター施設整備基本計画策定業務委託料」825 万

円が計上されており、下水道浄化センターの東側隣地を予定地として、令和 13 年度に新施設運用開始を見込み、事業を進めていきたいとの説明を受けました。

また、6 款 1 項 3 目．農業振興費、10 節．需用費では、水稻に深刻な被害を与えているスクミリンゴガイ、俗称、ジャンボタニシの、次年度の水稲作付圃場への発生抑制対策として、スクミリンゴガイ駆除実証事業を行うため、消耗品費 300 万円が計上されていました。

水稻の栽培者に対し、農林水産省が推奨する季節ごとの駆除方法の講習会を開催し、浅水管理や効果的な薬剤散布方法等の定着を図り、被害拡大を防ぐことを目的としているもので、今回は、直近で取り組める駆除方法として、田植え期前に殺貝効果のある石灰窒素散布に取り組むことができる意欲的な水稻の栽培者に対し、講習会受講終了後、10 アール当たり 20 キログラムの石灰窒素の無料引換券を配布するものとのことでした。

また、8 款 2 項 2 目．道路維持費では、14 節．工事請負費に 3,000 万円、8 款 2 項 5 目．交通安全施設費で同じく 14 節．工事請負費に 1,000 万円が計上されており、これは市内小中学校周辺の市道について、小中学生の通学時の安全確保のために工事を行うため補正をお願いするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 86 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 86 号議案は各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 19. 第 91 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計決算認定についてから、日程第 27. 第 99 号議案 令和 5 年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの、9 議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく、決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。

松尾決算審査特別委員長

松尾決算審査特別委員長／おはようございます。

決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

本特別委員会に付託されました第 91 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計決算認定についてから第 99 号議案 令和 5 年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの 9 議案については、令和 6 年 9 月 19 日から 9 月 26 日までにわたり慎重に審査いたしました。

審査につきましては第 1 分科会から第 3 分科会を設置し、各分科会で審査、討論、採決が行われたものを最終的に特別委員会で報告を受け、審査報告書を作成いたしました。

審査の過程について、歳入歳出とも多くの質疑がなされ、各委員からは事業の推進に当たっては、目まぐるしく変化する社会情勢、激甚化する自然災害、物価高騰などによる価格変動など多くの課題に対応すべく、議会と連携をさらに図りながら、中・長期的に展望に基づいて計画的に行うように努められたい。

物品発注、業務委託、工事等については、透明性を確保した上で、特に問題がなければ地元業者を優先され、雇用確保と所得向上に努められたいなど、いろいろな意見が出され、特別委員会として、執行部に対する意見書は別紙のとおり「決算審査意見書」として取りまとめました。

審査結果、「第 91 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計決算認定について」は賛成多数で原案どおり認定するものとして決定いたしました。

また、その他の議案、「第 92 号議案 令和 5 年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について」から、「第 99 号議案 令和 5 年度武雄市下水道事業会計決算認定について」までの 8 議案は、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。

議長／ただいまの特別委員長の報告は、昨日の特別委員会における各分科会の意見の取りまとめでありますので、特別委員長の報告に対する質疑につきましては、省略させていただきます。

ます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決につきましては議案ごとに行います。

最初に、第 91 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／議題となりました、第 91 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計決算認定について、反対の討論を申し上げます。

令和 5 年度の一般会計の歳入総額は、280 億 4,692 万 3,621 円。

歳出総額は、263 億 7,462 万 5,283 円となっています。

歳入歳出差引残額は、16 億 7,229 万 8,338 円となっております。

令和 5 年度の一般会計、主なものは市民の暮らしと福祉向上に寄与するものでありますが、一方で、決算認定に当たって指摘したい 5 点を申し上げ、反対の討論を申し上げる次第です。

反対の討論の第 1 は、歳入の 18 款・寄附金の 1 項 3 目のまちづくり応援寄附金の当初予算 4 億円の編成であります。

前年の実績を見ても、また、令和 2 年、3 年のふるさと納税事業での経過を見ると、多大なる組み方は通常のありようとかげ離れておるのではありませんか。

そして、補正予算で 9,919 万 6,000 円の、約 1 億円もの減額計上決算となっています。

令和 2 年、令和 3 年に起こった返礼品遅延問題は、いまだ 100%、寄附者への解決がなされておられません。

私の質問で、6 月 13 日時点で、寄附金件数 2 万 6,847 件、寄附者 2 万 2,144 人のうち完了は 99.7%で、残り寄附件数で 74 件、寄附者で 39 名の皆様が完了していないと説明をされております。

全て 100%完了することを強く求めるものであります。

決算反対の理由の 2 つ目は、2 款・総務費の 1 項 1 目 12 節・委託料、訴訟関係事務委託料 972 万 3,042 円のうち、防災行政無線に係る住民訴訟の弁護士費用 885 万 1,042 円の支出に反対であります。

そもそも市長が市の条例、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得を遵守し、法令遵守をしておれば 885 万 1,042 円の支出は不要であったのではありませんか。

3 年 3 か月に及ぶ原告団、議会人の一人として怒りの声を訴えるものであります。

市民が責任を負って、885 万 1,042 円の費用は市長が負担すべきではありませんか。

決算反対の理由の第 3 は、10 款・教育費の花まる関係経費の支出に反対です。

「メシが食える大人」を育てる教育方針は中止すべきであります。

この10年間の経費はトータルで1億2,278万5,276円にも及んでおります。

まして、一方で、県下一高くなる保護者の学校給食費にこそ回すべきではありませんか。

決算認定反対の理由の第4は、同じ10款、教育費の5項4目12節、図書館・歴史資料館指定管理料1億8,899万2,100円の支出であります。

この指定管理料は前年度と比較したら、なんと1,096万2,100円も増額ではありませんか。

10年前にリニューアルして、1億1,000万円にすると豪語して進められましたが、大幅に費用がかさんでいることは納得できません。

図書館の役割の一つの図書貸出数の推移を見てみますと、2011年、リニューアル前、平成23年、35万2,312冊あったのが、2023年、令和4年を見ると、リニューアル前とほぼ同じ35万965冊ではありませんか。

令和5年で見ると、まして本館の貸出冊数は25万5,111冊となっています。

リニューアルのときの平成30年と比較すると30万177冊ですので、なんと4万5,066冊も貸出冊数が減っているのは図書館の本来の役割の後退ではありませんか。

CCCへの民間委託は、ただちに中止すべきです。

反対理由の最後の第5は、2款、総務費の東川登町袴野地区地すべり詳細設計等業務委託料、3,763万3,750円や、用地費、土木、立木補償費に係る費用は、令和4年3、4月に起こった大規模地滑りで新工業団地造成に係る費用であり、さらに工事費に係る対策事業費、令和6年、令和7年の8億6,200万円にも及びます。

合計しますと、まさに9億、約10億円にもなるのではありませんか。

面積は約2丁、さんざんと説明をされております。

新工業団地造成に係る費用は本来、分譲価格にて精算されますが、市長はこの地滑りに係る費用については分譲価格に転嫁しないと表明されています。

ならば、全て市民負担であり、工業団地として開発したものですから、地滑りの原因を発生しているわけですから、分譲価格に計上すべきだと強く申し上げるものであります。

令和5年度決算認定に以上を申し上げ、反対の理由の討論といたします。

議長／6番 吉原議員

吉原議員／おはようございます。

第91号議案 令和5年度武雄市一般会計決算認定についての賛成の立場での討論を申し上げます。

江原議員さんから5点ほど反対の討論をいただいておりますけれども、まず、私のほうからは、分科会で担当いたしました1つ目と2つ目を、ちょっと討論させていただきます。

まず、まちづくり応援寄附金についての反対がなされました。

4億円の寄附額を予定しながら2億8,157万3,000円ということで、その最初の4億円の立て方自体がおかしいんじゃないかというようなことを言われましたけれども、これは、前の議会でもありましたけれども、4億円、前年度、令和4年度は多分1億円台の結果だったと思います。

しかし、執行部のほうも一生懸命、民間委託とか入れて、そして、2億8,157万までもっていった、執行部の方の答弁では、分科会の中で、もう少し伸ばしたかったというような声はいただきましたけれども、結果論として2億8,157万3,000円。

今回は、この決算審査ということで、4億円に対しての決算審査ではなく、寄附があった2億8,157万3,000円に対しての決算審査をいたして、この決算に対しては問題ないと分科会のほうでも出ております。

そして、戸別受信機の訴訟関係事務委託料ということで討論がなされました。

その委託料の中の972万3,042円のうち885万1,042円の部分を言われましたけれども、このことも今年の3月議会の補正のほうで出てまいっております。

そのとき江原議員さんのほうから反対の討論もありましたけれども、この885万1,042円の支出、これは地方自治法にそって支出するものだというふうな説明もいただいております。

一応、3月議会の補正では、これ、予算、可決をいたしましておりますので、それに対しての決算を行ったということで問題ないと私のほうは思っております。

そのようなことから、賛成の立場での討論にさせていただきます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／ほかに討論ございませんか。

> 「なし」の声

討論をとどめます。

これより第91号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長報告は、認定であります。

お諮りいたします。

本案は、特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 91 号議案は、特別委員長報告のとおり認定することに決しました。  
次に、第 92 号議案に対する討論を求めます。  
討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 92 号議案を採決します。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 92 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 93 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 93 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 93 号議案は特別委員長の報告のとおり認定されました。

次に、第 94 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 94 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 94 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 95 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 95 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 95 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 96 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 96 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 96 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 97 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 97 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 97 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 98 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 98 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 98 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 99 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 99 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 99 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第 28. 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第 29. 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／諮問第 1 号及び諮問第 2 号の人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本年 12 月 31 日をもって、森秀美氏及び江頭美由紀氏の任期が満了することに伴い、次期人権擁護委員候補者として、森秀美氏及び牛島早百合氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の御意見を求めるものでございます。

候補者の経歴につきましては、添付しております資料のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長／諮問第 1 号及び諮問第 2 号の 2 件に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第1号及び諮問第2号の2件につきましては、所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号及び諮問第2号の2件につきましては、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、それぞれ行います。

まず、諮問第1号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、森秀美氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を、答申することに決しました。

次に、諮問第2号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、すなわち牛島早百合氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

日程第30、閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程並びに本定例会の全日程を終了いたします。

これをもって、令和6年9月武雄市議会定例会を閉会いたします。